

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2,400立方メートル」を「900立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（提案理由）

上野原工業団地に給水している工業用水について、現行の給水量に鑑み、1日あたりの最大給水量を変更するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。